

令和4年9月21日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

民生常任委員会委員長 小田 新紀

民生常任委員会報告書

令和4年8月30日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

1 委員会開催日

令和4年8月30日、9月7日、14日（3日間）

2 審査事件

陳情第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

2019年10月の消費税率10%引上げに続き、収束の見えない新型コロナウイルス感染拡大、さらには、ロシア軍のウクライナ侵攻による国際情勢の激動や円安の影響で、あらゆる分野で資材の高騰や不足が続き、国民生活、経済活動は甚大な被害を受け、深刻な状況が続いている。

その中で、政府は、2023年10月から適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」）の実施に向け、2021年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請を開始した。

消費税率10%引き上げと同時に、軽減税率導入によって消費税制度は複雑化した。インボイス制度が導入されれば、軽減税率対象品目を扱う事業者のみならず、全ての事業者に事務負担の増加を余儀なくされる。さらに、500万人を超える、いままで消費税申告が必要なかった1千万円以下の免税業者の個人営業の食堂や小売店、ヤクルトレディや配達員などの請負事業者、通訳や音楽家、個人タクシーなど個人事業者やフリーランス、地域

シルバー人材センターの会員などの方々が、取引先から課税業者となることを求められ、重い負担を負うことが予想される。

課税業者にならなければ、取引から排除され「小さい店は閉店せよと言われていることと同じ」と、怒りの声が上がっている。また、農業者は、農協を通じた取引について適格請求書の発行を免除されているものの、機械利用組合等の構成員となっている場合、登録者になることが必要となる。十勝の基幹産業である一次産業にも非常に大きな影響が見込まれる。

インボイス制度導入には、日本商工会議所をはじめとした多くの中小業者団体、日本税理士会連合会などが中止や見直し、延期を求めている。

コロナ禍、物価高騰で厳しい営業活動が強いられている中小業者を守り、地域の雇用と暮らし、経済を守るために、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める。

4 審査の経過

審査に当たっては、陳情者を参考人として招致し、陳情の趣旨等について論議がなされ、起立採決で結論をみた。

5 審査の結果

「不採択」すべきものと決した。